

65歳以上の方対象

特殊詐欺対策装置の購入費を一部補助します



オレオレ詐欺を始めとした特殊詐欺額は後を絶ちません。こうした被害を未然に防ぐため、本町では特殊詐欺対策装置（固定電話機に取り付ける装置又は機能付き固定電話機）の購入費を一部補助します。

※令和3年4月1日以降に購入した装置が対象です。

補助対象となる方 ※(1)から(3)をすべて満たす方

- (1) 補助金の申請日において町内に住所を有している（町民登録している）こと
- (2) 申請年度末において65歳以上であること
- (3) 町税に未納がないこと

補助対象装置 ※(1)、(2)いずれかの機能を有する装置

- (1) 通話内容を録音し、着信時に通話内容を録音することを自動で相手に伝える機能を有する固定電話機又は固定電話機に取り付ける装置
- (2) 特殊詐欺を引き起こす可能性のある電話番号からの着信を自動的に拒否する機能を有する固定電話機又は固定電話機に取り付ける装置

※利用者自身が電話番号を登録する必要のある通話拒否機能の装置は対象になりません。

(2)については、番号表示サービスの加入が必須となります。また、サービス加入料や利用料は補助の対象とならず、利用者負担となります。

補助金

- ・補助対象装置の購入費用（消費税含む）に2分の1を乗じた金額（1,000円未満切り捨て）
- ・上限額 7,000円
- ・1世帯1台のみ
- ・補助対象経費は購入費（消費税含む）のみとし、設置費やサービス利用料等については含めない。

申請から交付までの流れ

(1) 特殊詐欺対策機能付き固定電話機又は後付け装置を購入

補助金の対象となる装置かどうか心配な場合は、事前に防災安全課まで御確認ください。
また、「公益財団法人全国防犯協会連合会」が推奨する「優良防犯電話推奨品目録」も併せて御参考にしてください。

※令和3年4月1日以降に購入したものが対象となります。

(2) 補助金交付申請書を防災安全課へ提出

(申請書一式は町ホームページ又は防災安全課窓口で入手できます。)

○添付書類

- ・領収書のコピー
- ・装置の機能が確認できるもの（カタログ、パンフレット、説明書等のコピー）
- ・通帳又はキャッシュカードのコピー（振込先確認のため）

※印鑑（シャチハタ等のスタンプ印は不可）が必要となる場合がありますので、必ず御持参ください。

※申請書はボールペンで記入（鉛筆や消えるボールペンでの記入は認められません。）
添付書類は、すべて補助対象者本人の名義の物が必要です。

(3) 補助金交付決定通知書が郵送で到着

申請書類を審査の上、申請書に記載された住所に通知書等を郵送します、
なお、家族の方等が代理申請した場合も、申請者御本人様へ通知書等を送付します。

(4) 請求書を防災安全課へ提出

請求書は、通知書と一緒に郵送します。また、町ホームページ又は防災安全課窓口でも入手できます。（請求書はボールペンで記入）

(5) 補助金が指定口座へ振り込まれます。

※指定口座は申請者御本人様名義の口座のみとなります。

【問合せ】 幸田町役場 防災安全課 TEL 0564-62-1111（内線371・372） FAX 0564-63-5139
受付時間：月曜日～金曜日 8：30～17：15（年末年始、祝日除く）